災害時における○○○○協同組合相互支援協定書

○○○○協同組合と○○○○協同組合（以下、それぞれ「組合」と称する。）は、地震等による災害が発生した場合に、相互扶助の精神に基づいて、組合及び組合員による災害時における相互支援を有効・円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、組合及び組合員による災害時の相互支援として、次条に定める支援業務が可能であるとして組合の災害時相互支援登録制度に登録をした組合員（以下、「登録組合員」という。）が、相互扶助の精神で、○○○○もしくは○○○○において発生した地震等により被災した組合員（以下、「被災組合員」という。）と協力し合い、被災組合員が災害時にも事業を継続できるようにすることを目的とする。

（支援の内容）

第２条　組合が、相互に支援する業務は、次のとおりとする。

　①　被災組合員に対する備蓄品による応急支援物資、資財の供給

　②　被災組合員に対する応急対策及び復旧作業に従事する登録組合員の派遣

　③　被災組合員に対する代替の加工先の紹介

２　前項に定める義務のほか、必要に応じて、組合間の協議により、応援する業務を追加することができる。

３　前２項に定めた支援業務のほか、支援を求める組合は、支援を行う組合に対して復旧要員の派遣要請や復旧資材の支給要請をすることができる。

（経費の負担）

第３条　前条第１項に定める支援業務のうち①及び②の業務にかかる経費は、原則として、当該支援を申し出た側が負担するものとし、③の業務にかかる資材等の経費の負担については、被災組合員と代替した加工先との相互において協議のうえ定める。

２　前条第２項により追加される業務にかかる経費の負担方法については、あらかじめ組合間で協議のうえ指針を定める

３　前条第３項により要請された支援業務にかかる経費の負担方法については、組合間で協議のうえ定める

（支援の調整）

第４条　この協定に基づいて、支援を行う登録組合員が複数あるときは、支援を有効・円滑に実施するため、登録組合員はその加入する組合の理事長又は理事長が指名したものと相互で協議し、支援業務の調整を行う。

（連絡会の設置）

第５条　災害時の支援業務を有効・円滑に実施するため、必要に応じて組合相互で連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

２　前項の連絡会は、各組合の理事長及び理事長が指名したものによって構成し、連絡会の事務局は原則として支援する側の組合事務局が担当する。

（協　議）

第６条　この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、組合相互で協議のうえ決定する。

この協定締結の証として、本協定書２通作成し、連署のうえ各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

○　○　○　○協同組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　○　○　○　○

○　○　○　○協同組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　○　○　○　○